

## 多世代交流スペース施設利用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、多世代交流スペースの「若者クリエイティブコンテナ」、「起業・創業支援コンテナ」及び「しばふ広場」（以下、「施設」という。）を貸し切って利用する場合に必要な事項を定める。

### (利用目的)

第2条 施設の利用は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。なお、しばふ広場を除いた施設は、非営利的な活動に限定する。

- (1) 子育て支援や親子などの多世代が集い交流できる活動
- (2) 起業・創業に関する活動
- (3) 移住定住に関する活動
- (4) 地域の活性化に繋がる活動

### (利用日時)

第3条 施設の利用できる時間は、別添1のとおりとする。ただし、宇部市が特別に認めた場合には、この限りではない。

### (利用の申請)

第4条 施設を利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、原則として施設を利用しようとする日から起算して3か月前の日から一週間前までに、施設利用申請書（様式第1号）に添付書類を添えて宇部市へ申請し、承諾を受けなければならない。

ただし、宇部市・㈱にぎわい宇部のイベント等の活動を優先する。

### (利用承諾)

第5条 宇部市は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、利用を承諾する。

- (1) 利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政党、思想、宗教などの活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 利用目的が、特定の個人を対象とした行事の場合
- (5) 施設が破損、又は滅失するおそれがある場合
- (6) 利用申請日が、既に利用を承諾した他の行事等の利用日と重複する場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、承諾することが不適当と認められる場合

2 宇部市は、前項の規定に基づき利用承諾した場合は、施設利用承諾通知書（様式第2号）により申請者に通知し、前項各号いずれかに該当した場合は、施設利用不承諾通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

### (利用上の遵守事項)

第6条 利用承諾を受けた者（以下、「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された利用目的のみに利用し、宇部市の指示する利用条件に従うこと
- (2) 第三者へ転貸しないこと
- (3) 施設は常に良好な状態で利用し、利用後は備品等を元の状態にすること
- (4) 施設内（しばふ広場を含む）で火気及び危険物を利用しないこと
- (5) 利用中に破損や汚損等があれば、速やかに宇部市へ連絡すること

- (6) しぶふ広場を利用する際に大きな騒音の発生などの迷惑行為を行わないよう周辺住民に対して十分な配慮を行うこと。
- (7) 新型コロナウイルス感染防止対策を行うこと。

(利用料)

第7条 利用料については、別添2のとおりとする。

(承諾内容の変更)

第8条 利用者は、承諾内容について変更しようとするときは、直ちに宇部市へ申し出、承諾内容変更についての承諾を得なければならない。

(利用承諾内容の取消)

第9条 宇部市は、施設の利用がこの要領及び承諾内容に違反していると認められる場合は、当該施設の利用承諾を取消すことができる。

- 2 前項の承諾の取消しは、その理由を明記した書面により通知する。
- 3 宇部市は、承諾を取消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(利用状況の報告)

第10条 利用者は、活動実施後速やかに施設利用実施報告書（様式第4号）を宇部市に提出するものとする。

(損害の負担)

第11条 利用者は、施設の利用に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(管理者の責任)

第12条 施設の利用により、行事に参加した者が被った被害、又は利用者が第三者に与えた損害に対して、宇部市は一切その責めを負わない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 別添1

### 施設の利用日時

- 1 若者クリエイティブコンテナ
  - ・ 月曜日から日曜日の午前10時から午後6時まで。
- 2 起業・創業支援コンテナ
  - ・ 月曜日から土曜日の午前11時から午後6時まで。  
ただし、日曜日は除く。
- 3 しばふ広場
  - ・ 午前9時から午後9時まで。

## 別添2

### 施設の利用料

- 1 若者クリエイティブコンテナ  
無償とする。ただし、商行為を伴わないものに限る。
- 2 起業・創業支援コンテナ  
無償とする。ただし、商行為を伴わないものに限る。
- 3 しばふ広場  
無償とする。ただし、イベントでの利用に限る。

様式第1号

「多世代交流スペース」施設利用申請書

年　月　日

宇部市長様

申請者住所

団体名

代表者名

電話番号

「多世代交流スペース」施設利用承諾を次のとおり申請します。  
なお、申請にあたり、承諾内容について利用上の事項を遵守します。（裏面参照）

利用する施設	<input type="checkbox"/> 若者クリエイティブコンテナ <input type="checkbox"/> 起業・創業支援コンテナ <input type="checkbox"/> しばふ広場 ※利用する施設にチェックをお願いします。
行事又は事業名	
利用目的・内容	<input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利 ※チラシ等あれば添付をお願いします。
利用日時	年　月　日　　時　分～　時　分
利用予定人数	人（大人　　人）（子ども　　人）
参加費等	無　・　有　（　　円）
連絡先 (担当者名・電話番号)	担当者名： 電話番号：

## 利用上の遵守事項

次の事項を遵守することを誓約します。

(申請者自身が□にチェックを入れてください。)

<input type="checkbox"/>	承諾された利用目的のみに利用し、宇部市の指示する利用条件に従うこと  (利用目的) 1 子育て支援や親子などの多世代が集い交流できる活動 2 起業・創業に関する活動 3 移住定住に関する活動 4 地域の活性化に繋がる活動  ※しばふ広場を除き、非営利な活動に限定する。
<input type="checkbox"/>	第三者へ転貸しないこと
<input type="checkbox"/>	施設は常に良好な状態で利用し、利用後は備品等を元の状態にすること
<input type="checkbox"/>	施設内（しばふ広場を含む）で火気及び危険物を利用しないこと
<input type="checkbox"/>	利用中に破損や汚損等があれば、速やかに宇部市へ連絡すること
<input type="checkbox"/>	しばふ広場を利用する際に大きな騒音の発生などの迷惑行為を行わないよう周辺住民に対して十分な配慮を行うこと
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染防止対策を行うこと（※1）

※1：国や地方自治体が発表する注意情報にご留意頂き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

年(　　年)月　　日

様

宇部市長 篠崎圭二  
(公印省略)

「多世代交流スペース」施設利用承諾通知書

年　　月　　日付けで、申請のありました「多世代交流スペース」施設利用承諾申請について、下記により承諾します。

利用する施設	
行事又は事業名	非営利活動としての または 営利活動としての 「」
利　用　日　時	年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分
利用上の遵守事項	(1) 承諾された利用目的のみに利用し、宇部市の指示する利用条件に従うこと。 (2) 第三者へ転貸しないこと。 (3) 「多世代交流スペース」施設は常に良好な状態で利用し、利用後は備品等を元の状態にすること。（ごみは持ち帰ること。） (4) 「多世代交流スペース」施設内で火気及び危険物を利用しないこと。 (5) 利用中に破損や汚損等があれば、速やかに連絡すること。 (6) 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底すること。【※】

※新型コロナウイルスに関する国や地方自治体が発表する注意情報にご留意頂き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

